

社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設ひまわり
指定（介護予防）通所リハビリテーション契約書

利用者様（以下、「利用者」という）と社会医療法人愛仁会が運営する介護老人保健施設ひまわり（以下、「当事業所」という）は、指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

- 第1条 当事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
2. 当事業所は、指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、利用者の要介護（要支援）状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約の期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、入所日より要介護認定有効期間の満了日とします。
- ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護（要支援）認定有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了の2週間以上前までに利用者から更新終了の申出がない場合、本契約は当然に更新されるものとします。
- 3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護（要支援）認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護（要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（要支援）認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護（要支援）認定有効期間満了日までとします。

（運営規程の概要）

- 第3条 当事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、通所リハビリテーションサービスの内容、従業員の勤務体制等）は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。

（（介護予防）通所リハビリテーション計画の作成・変更）

- 第4条 当事業所は、診療又は運動機能検査等の結果を基に、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成します。
2. （介護予防）通所リハビリテーション計画には、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
3. （介護予防）通所リハビリテーション計画は、介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成します。
4. 当事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する指定（介護予防）通所リハビ

リテーションサービスの目的に従い、(介護予防)通所リハビリテーション計画の変更を行います。

①利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、(介護予防)通所リハビリテーション計画を変更する必要がある場合。

②利用者が(介護予防)通所リハビリテーションサービスの内容や提供方法等変更を希望する場合。

5. 前項の変更に際して、(介護予防)通所リハビリテーションサービス計画の変更がある場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6. 当事業所は、(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成し又は変更した際にはこれを利用者及びその後見人又は利用者の家族または身元引受人に対して説明し、その同意を得るものとします。

(指定(介護予防)通所リハビリテーションサービス内容及びその提供)

第5条 当事業所は、前条により作成された(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスを提供します。但し、(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成する必要がない場合は、当事業所は、利用者の心身の状況等に配慮し、適切な指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスを提供します。各種サービスの内容は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。

2. 当事業所は、利用者の指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存します。

3. 利用者及びその後見人(後見人がいない場合は利用者の家族または身元引受人)は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び謄写を求めることができます。但し、閲覧及び謄写は、当事業所の情報開示手続きに沿って行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第6条 当事業所は、利用者に対して指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、利用者の利用する居宅介護支援事業者又はその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(苦情対応)

第7条 当事業所は、苦情対応の担当者及びその連絡先を明らかにし、当事業所が提供した指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスについて利用者、利用者の後見人または利用者の家族、身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2. 当事業所は、利用者、利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人が苦情の申し立て等を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることはありません。

(緊急時の対応)

第8条 当事業所は、指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者の容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第9条 当事業所が提供する指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料その他費用は、別添の重要事項説明書に記載したとおりです。

2. 利用者は、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を当事業所に支払います。
3. 当事業所は、提供する指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料金を説明し利用者の同意を得ます。
4. 当事業所は、指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更する場合は、事前に利用者に対し文書又は電磁的記録により通知し変更の申し出を行います。
5. 当事業所は、前項に定める料金の変更を行う場合には、文書又は電磁的記録により入所者の同意を得ます。

(利用者負担額の滞納)

第10条 利用者が正当な理由なく、当事業所に支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、当事業所が利用者に対して2ヶ月以内滞納額を支払うように催告し、その支払いを督促したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合にはサービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。(極度額30万円)

(秘密保持)

第11条 当事業所及びその従業員は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者及びその後見人、利用者の家族または身元引受人の秘密を漏らしません。

2. 当事業所及びその従業員は、サービス担当者会議において、利用者及びその後見人、利用者の家族または身元引受人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人、利用者の家族または身元引受人に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(利用者の解除権)

第12条 利用者は、現に指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスを利用中でない限り、7日の予告期間をもって契約を解除することができます。

(当事業所の解除権)

第13条 当事業所は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、当事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日以上予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2. 当事業所は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって主治医、利用者の居宅サービス計画を作成した介護予防支援事業所、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第14条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ①利用者が要介護（要支援）認定を受けられなかったとき。

- ②第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の2週間以上までに利用者から更新終了の申し出があり又は契約期間が満了したとき。
- ③第12条に基づき、利用者が契約を解除したとき。
- ④第13条に基づき、当事業所が契約を解除したとき。
- ⑤利用者が、介護保健施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- ⑥利用者が死亡したとき。
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用してもらえなくなるとき。

(損害賠償)

第15条 当事業所は、指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに、保険者、居宅介護支援事業所及び関係各位機関並びに利用者の後見人及び利用者の家族に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

- 2. 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、当事業所は速やかにその損害を賠償します。但し、当事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3. 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重大な過失がある場合は、損害賠償の減額をすることができます。

(利用者代理人)

第16条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、又、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理で行わせることができます。

- 2. 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、当事業所は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第17条 当事業所は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

- 2. 身元引受人は次の責任を負います。
 - ①利用者が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
 - ②契約終了の場合、当事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - ③利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者及び当事業所双方の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本電子契約書ファイルを作成し、入所者及び当施設がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとします。

<事業者>	住 所	大阪府茨木市南春日丘7丁目9番18号
	事業者（法人）名	社会医療法人 愛仁会
	事業所名	介護老人保健施設 ひまわり
	施設長名	磯島 さおり